

京都市告示第515号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年1月16日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	延 長	敷地の幅員
二ノ瀬市原線	左京区鞍馬二ノ瀬町229番地の2地先から 同区静市市原町52番地の3地先まで	メートル 1,623.30	メートル 3.65～ 9.85
桃山東第二 経1号線	伏見区桃山町因幡17番地の1地先から 同区桃山町大島6番地の5地先まで	52.60	6.00～ 11.57
桃山東第二 経2号線	伏見区桃山町因幡26番地の1地先から 同区桃山町大島103番地の1地先まで	63.60	6.00～ 11.57
桃山東第二 経3号線	伏見区桃山町因幡27番地の2地先から 同区桃山町大島9番地の11地先まで	65.10	6.00～ 12.05
桃山東第二 経4号線	伏見区桃山町大島8番地の6地先から 同町99番地の13地先まで	155.60	10.00～ 21.69
桃山東第二 経5号線	伏見区桃山町因幡27番地の2地先から 同区桃山町大島10番地の3地先まで	62.30	6.00～ 12.00
桃山東第二 経6号線	伏見区桃山町因幡27番地の2地先から 同区桃山町大島12番地の10地先まで	59.00	6.00～ 12.00
桃山東第二 経7号線	伏見区桃山町因幡30番地の1地先から 同区桃山町大島13番地の6地先まで	55.60	6.00～ 12.00
桃山東第二 経8号線	伏見区桃山町因幡30番地の1地先から 同区桃山町大島16番地の1地先まで	51.90	6.00～ 12.00
桃山東第二 緯1号線	伏見区桃山町大島6番地の1地先から 同区桃山町丹後146番地の2地先まで	671.00	6.00～ 9.01

桃山東第二 緯2号線	伏見区桃山町大島6番地の1地先から 同区桃山町因幡34番地の4地先まで	653.20	6.00～ 20.32
桃山東第二 緯3号線	伏見区桃山町大島3番地の1地先から 同町99番地の3地先まで	172.70	6.00
桃山東第二 緯4号線	伏見区桃山町大島3番地の1地先から 同町99番地の18地先まで	106.00	6.00～ 12.00
桃山東第二 緯5号線	伏見区桃山町大島99番地の16地先から 同町102番地の1地先まで	357.50	6.00～ 12.00
桃山東第二 緯6号線	伏見区桃山町大島97番地の2地先から 同町101番地の3地先まで	97.50	6.00～ 11.95

(建設局土木管理部道路明示課)